横浜市立西柴中学校 いじめ防止基本方針 平成26年2月策定(令和5年3月改定)

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している 等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行 為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止等に向けての基本理念

すべての生徒が、安全に、安心して西柴中学校での生活を送ることができるように、 各教科の授業や学級活動など、あらゆる教育活動を通して、自己の特性や可能性を認 識し、また、他者の長所等を発見できるように、互いを認め合える人間関係の構築に 努めていくことで、いじめをしない、させない、許さないという環境づくりを目指す。

- 3「学校いじめ防止対策委員会」の設置について
 - ① 委員会の構成員

構成員:校長・副校長・教務主任・生徒指導専任・生徒指導部長・各学年主任 養護教諭・個別支援学級担任(1名) 合計10名 なお、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催する。また、 いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- 4 「学校いじめ防止対策委員会」の活動内容について
 - ① いじめの未然防止に向けた具体的な取組
 - ・いじめの定義理解を含む教職員への研修を実施する。

- ・各教科での授業をはじめ、学活や道徳、総合的な学習の時間を通して、生徒間のより良い人間関係の構築に努める。その際、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」や協働学習などを積極的に活用する。
- ・常日頃からいじめにつながる言動の把握と積極的な指導を心がける。
- ・教職員がいじめを助長するような言動がないかを普段から検証する。
- ・生徒や保護者が相談しやすい教職員集団となるべく、傾聴訓練等の研修を実施する。
- ・生徒会活動や委員会活動でのキャンペーンなどを通して、生徒の人権感覚を育ん でいくとともに、一人ひとりのいじめ防止の意識向上を図る。
- ・ボランティア活動などへの参加を通して、より多くの大人から評価される機会を 増やして、生徒自身の自己肯定感や自己有用感を高める。
- ・生徒会目安箱での意見集約、問題提起等生徒の声を積極的に吸い上げる。
- ・授業を大切にする雰囲気を学級全体で創りあげる。話し合い活動を充実させる。

② いじめの早期発見・対応・解決に向けた具体的な取組

- ・相談窓口(全教職員)の周知を、各種説明会、学校だより、HP等で行う。
- ・定期的に行うアンケート、および教育相談等を通して、生徒の困り感をいち早く キャッチし、早期対応・解決できるように努める。
- ・スクールカウンセラー、養護教諭、生徒指導専任教諭との連絡会を定期的に開催 し、情報の共有を図ることで、いじめ等の早期発見・対応・解決に努める。
- PTAと連携し、いじめ防止のための保護者対象講演会等を企画・啓発する。

③ いじめに対する措置

- ・教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒や保護者からの訴えがあった場合は、直ち にその全てを学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応に つなげるものとする。
- ・教職員は、「いじめは絶対に許さない」という立場に立ち、被害生徒、及び保護者に寄り添いながら支援をし、加害生徒、及び保護者に対する指導・支援を行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会が生徒の健全育成のために必要と判断した場合は、保 護者と協力しながら、警察署等の関係機関と迅速に連携を図る。

④ いじめの解消

- ・いじめが「解決している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
 - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

5 年間計画

	取組内容	
月	生徒への取組	教職員・保護者・地域への取組
4月	・学校生活アンケート①の実施	・いじめの定義・生徒指導理解研修の実施
	・全生徒対象の教育相談の実施①	・入学式、保護者説明会、学年集会等で基本方針の
	・学級開きにあたり「子どもの社会的スキル横浜	説明
	プログラム」などを活用した取組の実施	
5月	・「いじめ早期発見のための生活アンケート」の実	
	施(記名式アンケート・教育相談)	
	・学校生活アンケート②実施	
	・校外学習へ向けての協働学習的取組の充実	
6月	・学校生活アンケート③実施	·学家地連総会(基本方針説明)
		・地区講演会、または地区懇談会を通して子どもを
		とり巻く社会情勢の共通理解を図る
		・「いじめ」根絶横浜メソッドを活用しての研修①
7月	・横浜子ども会議(中学校ブロックで話し合い)	・保護者面談
		・中学校ブロック定例会①
8月	・全生徒対象の教育相談の実施②	・傾聴訓練の実施
	・横浜子ども会議(区交流会参加・発表)	
9月	・学校生活アンケート④実施	・中学校ブロック定例会②
10月	・学校生活アンケート⑤実施	・「いじめ」根絶横浜メソッドを活用しての研修②
	・非行被害防止サミットへの参加・発表	
	・体育祭や合唱コンクールへ向けての協働学習的	
	取組の充実	
11月	・学校生活アンケート⑥実施	・生徒理解を深める研修の実施
		・中学校ブロック定例会③
12月	・学校生活アンケート⑦実施	・保護者面談
	・人権週間を通して、互いの想いに寄り添い、相	・いじめ解決一斉キャンペーンを通した教職員の
	互理解を深める取組の実施	見守り意識の啓発への取組の実施
	・いじめ解決一斉キャンペーン	・「いじめ」根絶横浜メソッドを活用しての研修③
1月	・学校生活アンケート⑧実施	・中学校ブロック定例会④
2月	・学校生活アンケート⑨実施	・新入生保護者説明会 (基本方針説明)
	・職業講話・職場体験を通して幅広い価値観や人	・「いじめ」根絶横浜メソッドを活用しての研修④
	との触れ合いを学ぶ取組の実施	
3月	・学校生活アンケート⑩実施	・「いじめ」根絶横浜メソッドを活用しての研修⑤
	・年間の振り返り、新年度への引継ぎ	・中学校ブロック定例会⑤
年間	・学校生活アンケートをもとにした教育相談の適	・いじめ防止対策委員会の開催(月1回)
	宜実施	

6 重大事態への対処

① 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている申立てがあったとき、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき、その事案については重大事態と捉えることとする。

② 発生の報告

「学校いじめ防止対策委員会」が重大事態(「疑い」を含む。)に該当すると判断 した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。

7 いじめ防止対策の点検・見直し

「学校いじめ防止対策委員会」は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、 教職員年度末反省等を活用し、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取 組等の見直しを行うものとする (PDCAサイクル)。

※下線部が令和4年度から変更したところです。